

# 入園・利用手続き



西脇市には、公立幼稚園1園と私立幼保連携型認定こども園8園があります。令和4年度の入園・利用受け付けは10月に開始。詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆問合せ 幼保連携課（市役所内線 1161）

## 利用には「教育・保育給付認定」が必要

施設を利用するには「教育・保育給付認定」が必要です。認定はお子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、1～3号に区分されます。

【表1】のうち、2号・3号認定の「保育を必要とする」とは、家庭での保育が困難なことをいいます。認定こども園保育園部や市外保育所等への入園申し込みには、そのことを証明する「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。

【表1】年齢は、令和4年4月1日時点

認定区分	対象	利用可能施設	利用可能時間（例）
1号認定	3～5歳児	幼稚園 認定こども園幼稚園部	教育標準時間 9:00 → 13:00
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	認定こども園保育園部 市外保育所等	標準時間（最長11時間） 7:30 → 18:30 短時間（最長8時間） 8:30 → 16:30
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児		

## 保育事由によって「施設の利用時間」が異なる

「保育を必要とする事由」によって、施設を利用できる時間が異なります（利用可能時間の例は【表1】のとおり）。保育事由や家庭状況に変更がある場合は、その都度、幼保連携課へ申請が必要です。

### ①就労（フルタイム、居宅内労働など全ての労働）

月120時間以上＝標準時間

月48時間以上120時間未満＝短時間

### ②妊娠・出産（例：出産月を含む前後4ヵ月、最長7ヵ月間）

標準時間 または 短時間

### ③同居または長期入院等をしている親族の介護・看護

月120時間以上＝標準時間

月48時間以上120時間未満＝短時間

### ④就学（職業訓練学校などでの職業訓練を含む）

月120時間以上＝標準時間

月48時間以上120時間未満＝短時間

### ⑤育児休業（すでに利用している子どもの継続利用時のみ）

短時間

### ⑥求職活動（起業準備を含む）

短時間（3ヵ月間の認定／更新不可）

### ⑦その他

保護者の疾病・障害、虐待やDVのおそれがある、災害復旧、①～⑥に類する状態と西脇市が認める場合

保育を必要とする時間に応じた、適切な利用をお願いします。

## 3～5歳児「保育料」と「副食費」が無償

保育料は利用する施設（認定区分）や世帯の課税状況によって異なります（【表2】のとおり）。また、園ごとに絵本代や通園バス代などが必要になります。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳児の給食費のうち、副食費を原則無償とする事業を実施しています。対象者には別途通知します。

【表2】年齢は、令和4年4月1日時点

	しばざくら幼稚園 認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部 市外保育所等
算定基準	保護者等の市民税所得割額と税額控除の合計額	
算定切替	4～8月分は令和3年度、9月～翌年3月分は令和4年度の税額等で算定（そのため、年度途中で保育料が変更になる場合あり）	
保育料 （月額）	3～5歳児	0円（無償）
	0～2歳児	0円（無償） 0～62,000円 市民税非課税世帯は0円（無償）

## 提出書類と受付日程

（書類は10月1日から配布）

※現在在園する園児も、令和4年度に継続利用するには手続きが必要（【表3】）。転園・転部する場合は、新規入園児としてお申し込みください。  
※年度途中（令和4年5月～令和5年3月）に入園を希望する場合も、【表4】の期間内に申請してください。妊娠中で、まだ生まれていないお子さんの申し込みもできます。

※入園申し込みを年度途中にする場合は、入園希望月の前月10日までにお申し込みください。  
※育児休業明けで利用を希望する場合は、就労復帰の1ヵ月前を利用開始希望月にできます。  
※特に、低年齢児（0～2歳児）の入園が難しくなっています。【表4】の受付期間内での申請をご検討ください。

【表3】

	新規入園児		在園児
	しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部・市外保育所等	
書類配布場所	しばざくら幼稚園・認定こども園・幼保連携課・みらいえ（こどもプラザ） ※各園独自の書類があります。書類は入園を希望する園で受け取ってください		在園する園で配布 ※市外施設利用者には郵送します
提出書類 持ち物	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②入園願書等	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書 ※在園児のきょうだいが入園する場合、 ②の書類は新規入園児の受け付け時に提出してください	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書（認定こども園保育園部・市外保育所等のみ） ③進級願書等 ※園によって提出書類が異なります。詳しくは、各園へお問い合わせください
受付場所	しばざくら幼稚園・認定こども園 ※書類は必ず入園を希望する園へ提出してください	認定こども園（原則、第1希望園で受け付け）・幼保連携課・みらいえ ※市外施設の利用希望者は幼保連携課で受け付けます	在園する園へ提出 ※市外施設利用者は幼保連携課で受け付けます ※転園・転部する場合は、新規入園申込みの受付期間・場所へ提出してください
受付期間	【表4】のとおり		園にお尋ねください
問合せ	しばざくら幼稚園・各認定こども園		幼保連携課

【表4】新規入園申し込み受付期間

受付場所	受付日	受付時間
西脇こども園 ☎22-2909	10月14日（木）	午前10時～11時30分
比延こども園 ☎22-7258	10月11日（月）	午前10時～11時30分
どれみこども園 ☎22-5740	10月14日（木）	午後1時30分～3時
日野こども園 ☎22-7023	10月12日（火）	午後1時30分～3時
かすがこども園 ☎22-5787	10月12日（火）	午前10時～11時30分
つまこども園 ☎22-1693	10月11日（月）	午後1時30分～3時
芳田こども園 ☎27-0550	10月13日（水）	午前10時～11時30分
黒田庄こども園 ☎28-4357	10月15日（金）	午前10時～11時30分
しばざくら幼稚園 ☎22-3156	1次募集 10月11日（月）～15日（金） 2次募集 10月27日（水）～29日（金） 令和5年3月に閉園	午前8時～午後4時
市教育委員会 幼保連携課 ☎22-3111	10月18日（月）～29日（金） （土・日を除く）	午前9時～午後5時15分
みらいえ ☎25-2800	10月17日（日）	午後1時～4時

## 利用調整結果

### ◆しばざくら幼稚園

11月中旬までに、市が入園内定通知書を送付

### ◆認定こども園幼稚園部

10月末までに、園が入園内定書を送付

### ◆認定こども園保育園部・市外保育所等

令和4年1月中旬まで調整し、2月中旬に市が入所承諾書を送付。入園できない場合は、1月中旬に個別に連絡します。

## 特別保育（認定こども園のみ）

延長保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育があります。園によって内容が異なります。事前に園へご相談ください。

### 認可外保育施設の利用料等を給付

認可外保育施設の利用料・副食費は給付が受けられます（要申請）。利用する前に、幼保連携課で手続きしてください。